

千葉県告示第42号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年1月18日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月18日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
矢作町71号線	中央区星久喜町917番5から 中央区星久喜町913番6まで	前	5.48～5.50	22.0
		後	5.48～14.38	